大阪市共同住宅の駐輪施設に関する指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市域内において、ファミリー形式住戸のみで構成される共同住宅又はファミリー形式住戸のみで構成される共同住宅の部分を有する建築物（以下「共同住宅等建築物」という。）を建設する場合の駐輪施設の確保に関する設置基準を定め、良好な都市環境の維持及び改善に資することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条　この要綱における用語の定義は、建築基準法、建築基準法施行令、自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和 63 年大阪市条例第 31 号。）によるほか次の各号に定めるところによる。

（１）　共同住宅

１住戸ごとに浴室（シャワー室を含む。）、便所及び台所（湯沸場を含む。）を有する形式の集合住宅その他これに類するものをいう。

（２）　ファミリー形式住戸

住戸の専用面積が 35 平方メートルを超える住戸をいう。

（３）　駐輪施設

一定の区間を限って設置される自転車等の駐輪のための施設をいう。

（対象区域）

第３条　この要綱の規定は、市域全域に適用する。

（対象建築物）

第４条　この要綱はファミリー形式住戸のみで構成される住戸数が 30 戸以上の共同住宅もしくは共同住宅等建築物を新築する場合、又はファミリー形式住戸のみで構成されている共同住宅もしくは共同住宅等建築物を増築することにより、その建築物の敷地内のファミリー形式住戸数が 30 戸以上となる場合に適用する。

（駐輪施設の設置）

第５条　建築主は、計画住戸数分以上の台数分の自転車を収容できる駐輪施設を設置しなければならない。なお、上記の駐輪施設の設置台数のうちには、自転車の必要設置台数の 10 パーセント以上の台数分の原動機付自転車が駐輪できるスペースを含むものとする。

（駐輪施設の設置場所）

第６条　前条に基づく駐輪施設は、敷地内に設置しなければならない。かつ自転車等の駐輪が安全かつ容易に行える場所で、他に支障が生じないところとする。また、１階以外の階に設ける場合は、あわせて利便上必要な施設（エレベータ・スロープ等）を設けるものとする。

（駐輪施設の形態）

第７条　要綱第５条に規定する駐輪施設は、次に掲げる形態とする。

ア　自転車の設置方法は、平置式又はラック式とすること。

イ　自転車の 1 台あたりの駐輪スペースは、幅 0.5 メートル奥行き 2 メートル程度とする。ただし、ラック式の駐輪装置を用いる場合についてはこの限りではない。

ウ　原動機付自転車の 1 台あたりの駐輪スペースは、0.8 メートル奥行き 2 メートル程度とする。

エ　通路幅は 1.5 メートル以上とする。

（他の制度等との関係）

第８条　大阪市総合設計許可取扱要綱（昭和 54 年 4 月 1 日制定）、大阪市地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱（平成 2 年７月 1 日制定）又は船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱（平成 2 年４月 1 日制定）の適用対象となる場合の設置すべき駐輪施設の設置台数等は、第 5 条から第７条の規定にかかわらず、それぞれの規定に従うものとする。

（施行の細目）

第９条　　この要綱の施行に関して必要な事項は、建設局長が定める。

附則

１．この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

２．この要綱の施行の際、現に存する建築物の部分、又は法第６条第１項に規定する建築確認申請を終えた建築計画については、この要綱の規定は適用しない。